

## 義務教育課だより 12月号

### 「有備無患」

新型コロナウイルス感染症に関する報道が最初にされてから、間もなく一年を迎えようとしています。その間、学校関係者は、一斉臨時休業や分散登校、学校の新しい生活様式に基づいた教育活動等、誰もが経験したことのない対応に迫られました。

県内の状況は、秋の気配が訪れたころから落ち着き始め、長い間、感染者がほとんど出ていませんでしたが、11月に入ってから感染拡大の波、いわゆる第三波は、学校現場にも押し寄せて来ました。

学校関係者に陽性が確認され、臨時休業となった際、学校には、児童生徒の命や安全な生活を守るとともに、学びを保障する責務があります。

まず、念頭に置いておかなければならないのは、今後想定される休業は、一斉臨時休業ではないという点です。例えば、3月の臨時休業は、数日ではありましたが休業期間に入るまでに猶予があり、休業期間においても、教職員は学校に勤務することができました。それゆえ、電話連絡や家庭訪問、ICTの活用、ホームページの更新等で児童生徒にアプローチすることが可能でした。けれども、今般の臨時休業に猶予は全くありません。ある学校に、突然、降りかかってくる。

当然のことながら、教職員も自宅待機を余儀なくされ、一人一人の児童生徒（各家庭）とコンタクトを取る手段が限りなく狭められます。

そのような事態に見舞われてから、「ああしておけばよかった…」とならないためにも、自分の学校が臨時休業の措置を取らざるを得なくなった場合、何をしておくべきか、思案しておくことが大切です。11月の県内各学校の休業措置については、「夜間に翌日からの臨時休業が急きょ決定」、「(お昼前後の)授業時間中に感染が判明し、急きょ下校措置」といったケースが多々ありました。

以下、対応の視点を例示します。

- (夜間の) 保護者への連絡体制及び伝達内容
- (急きょ下校させる時の) 児童生徒への伝達内容、保護者への連絡体制
- 教職員も自宅待機となった場合の児童生徒の健康観察や心のケアの手段
- ホームページを閉鎖した後の通信手段・連絡体制の確保
- 休業中の児童生徒への学習支援の方法
- 保護者や地域から寄せられる電話等への返答の仕方

ひとたび臨時休業が決定すると、刻々と変わる事態の対応に追われるとともに、教職員自身も不安にかられ、次の連絡（タイムリーな情報提供）や、児童生徒の学びの保障が後手に回る可能性があります。特に、濃厚接触者、幅広く検査する場合の対象者の検査結果が明らかになるまでは、関係者一同、心穏やかでない状況が続くことが予想されます。

そこで、様々な事態を想定してシミュレーションし、具体策を準備しておけば慌てなくて済みます。急きょ臨時休業になった時の基本的な動きをまとめ、保護者に周知している学校（市町）もあります。

事前準備が徒労に終わったのであれば、幸せなことです。

「備えあれば患いなし」。教職員の知恵と経験、底力を結集し、この難局に立ち向かいましょう。